

まもれシモキタ！通信

015

2009.10.30
まもれシモキタ！
行政訴訟の会

〒155-0031
世田谷区北沢 2-9-19
植松第一ビル 201
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015
FAX: 03-5452-2016
URL:
www.shimokita-action.net

目次

- 1 SHIMOKITA VOICE 2009 延べ千人の熱気に包まれる
- 2 裁判レポート
- 3 衆議院議員候補者へのアンケート結果
- 4 政党への公開質問結果

へ署名活動を始めました

民主党新政権の発足に合わせて、鳩山由紀夫総理大臣宛に、「間違った公共事業による破壊から下北沢を守り、歩いて楽しめる街の存続を求めます。」との署名活動を、セイブ・ザ・下北沢、下北沢商業者協議会、まもれシモキタ！行政訴訟の会の三団体共同で始めました。

行政が強引に進めようとしている新規道路建設と高層再開発計画の抜本的な見直しを求め、住民・商業者・来街者の燃えたぎる意志を表しましょう。

署名をしていただける方は添付しました用紙にご記入の上、記載の連絡先に郵送又はFAX願います。

●SHIMOKITA VOICE 2009

延べ千人の熱気に包まれる！

9月5日、6日に下北沢のライブハウス「251」と「GARDEN」で行われた「SHIMOKITA VOICE 2009」は今年で3回目を迎えるイベントで、総勢1000名以上の人が集まった。

ライブ

ライブでは、再開発見直しの趣旨に賛同す

るリリー・フランキー、GROUP、久士、茶谷、大友良英&色即ぜねれいしゅんバンド、阿曾山大噴火、和気優、おおたか静流&梅津和時&多田葉子、清水宏、渋さ知らズなど多彩なパフォーマーたちの熱のこもった舞台が繰り広げられた。



シンポジウム

5日(土)のシンポジウムは「あらためて考える、下北沢の現在と未来」と題され、行政訴訟の会の石本伸晃弁護士、下北沢経済新聞の小川たまか副編集長、上原公子前国立市長、そして、セイブ・ザ・下北沢の下平憲治代表の四名がステージに登った。下北沢は、再開発計画を背景に、家賃が上がり、個人商店や生活に密着した魚屋・肉屋などが追いやられ、「文化のまち」と共に「生活のまち」としても、危機を迎えている。上原氏からは、国立市での高層マンション問題の経験が語られ、繰り返し大勢で行政に声を上げていく事の重要性が強調された。

6日(日)のシンポジウムは、「下北沢から問う！日本の都市計画」、「個人経営の店という文化？」という二つのテーマにそって行われ、石本弁護士、商業者協議会の代表・大木雄高の司会で、福川裕一(千葉大教授・都市計画)、松原隆一郎(東大大学院教授・社会経済学)、町村敬志(一橋大教授・都市社会学)という専門家がそれぞれの分野より下北沢の価値を論じた。そして毛利嘉孝(東京芸大准教授・文化研究)、さらに新宿ベルク井野朋也店長らが加わり、また、地元下北沢の店主たちが熱き想いを語った。農民カフェ店長と気風の「外からの開発の動きがあるが、救うのでなく、下北沢で生きる、そういう個人店の思いの

集合体が下北沢。」という言葉には大きな拍手が出た。そこにさらに、仲俣暁生(フリー編集者)、平松昭子、リリー・フランキーの両イラストレーターが登場し、下ネタまで含む赤裸々な話まで出て会場は大いに沸いた。これがシモキタだ！

まちの弁護士と学者の対話に近くの店主、遠来の人、最後には有名人まで訪れて話に加わるといふ、まるで下北沢の飲食屋の一幕が壇上で再現された。文化はこのイベントのように雑多な人たちの出会わせ、アイデアの源泉となる。それは時に新しい革新的な経済を創る源泉ともなる。下北沢から生まれたポケモンがいい例である。この街が貴重であることを再確認させるイベントであった。

下北沢の道路計画は 無駄な都市型公共事業の典型！

9月1日(火)、民主党政権が誕生した歴史的な日の翌日に、下北沢道路事業認可取消し訴訟の第14回口頭弁論が東京地裁1003号大法廷で行われました。弁護団からは、いかに下北沢の道路計画(補助54号線)が無駄な公共事業であるのかということが明らかにされました。

ネットワーク化されな い自転車道の問題

これまでも我々は、補助54号線道路計画の問題点について主張してきました。具体的には、十分な基礎調査も行わずに、道路幅26メートルの道路計画に都市計画変更したこと、必要がなくなつたはずの直径40メートルのサークルが残つたままの計画であることといった点を主張してきました(詳細は通信13号にあります)。

その結果、これまで創り上げられてきた街の景観や風景といったものが破壊されてしまうことになりました。

そして、今回の口頭弁論では、道路幅26メートルに拡張した理由として東京都が主張する自転車道、植樹帯の設置及び歩道の拡幅の必要性について石本弁護士から追及が行われました。

そもそも、しっかりとした費用効果分析によって、補助54号線が交通需要上、必要な道路であるという客観的な裏付けがなされて

いません。また、第一期工区だけを先に整備しようとする計画は、接続する生活道路に車の流入をもたらし、道路公害を引き起こす危険性があります(詳細は通信11号にあります)。

その結果、これまで創り上げられてきた街の景観や風景といったものが破壊されてしま

うことになりました。

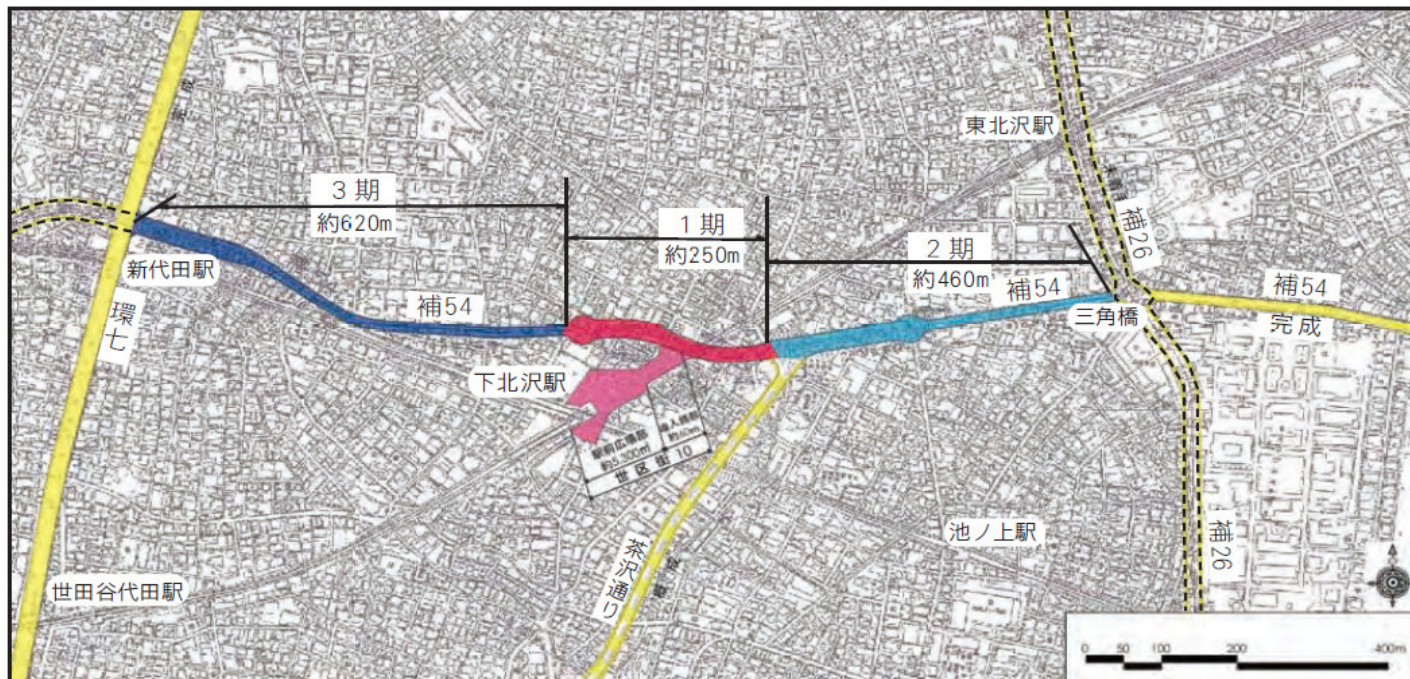
そして、今回の口頭弁論では、道路幅26メートルに拡張した理由として東京都が主張する自転車道、植樹帯の設置及び歩道の拡幅の必要性について石本弁護士から追及が行われました。

具体的には、前回の口頭弁論で、第二期工

区、第三期工区の構造、幅員構成について資料を請求したところ、東京都は「そのような資料は存在しない」という回答をしたことから、東京都は十分に検討せずに、第一期工区のみ自転車道などを整備することを計画していたことが明らかとなりました。

第二期工区、第三期

工区に自転車道が作られないのであれば、補助54号線の真ん中だけに自転車道が存在することになります。そうしたネットワーク化されない自転車道を誰が使用するのでしょうか。そうした自転車道の必要性を立証する責任が東京都にはありません。



基礎資料を持っていても、持っていないくても違法

繰り返しになります。が、東京都は第二期工区、第三期工区の構造、幅員構成について資料を持っていないと主張しています。

しかし、そうした基礎資料もないまま、住民の生活に大きな影響を及ぼす道路計画について都市計画決定していることは道路法の規定に反しており、違法です。

行政が、そうした怠慢の姿勢では、都市の実態にそぐわないような無駄な公共事業を認め続けることになるでしょう。

また、実際は基礎資料を持っているのであれば、それは言うまでもなく偽証であって違法です。斉藤弁護士は、高架鉄道の側道の都市計画決定は世田谷区が行っており、本当に14年間も基礎資料もない中で、世田谷区は果たして都市計画決定をしてきたのか、と

いう疑問を呈していま

補助54号線の計画についても、環境アセスメントの規制から逃げるために、第一期工区、第二期工区、第三期工区と細切れに単位を小さくすることで、環境への影響を小さく見せようとする意図があるのではないのでしょうか。

また、道路計画の全体像を住民には見せないことで、その問題性を隠そうとする意図もあるのではないのでしょうか。

以上のように、行政が基礎資料について、「持つていなくて出せない」でも、「持つていない」のだが隠している「でも、どちらの場合でも違法です。

計画を望んでいない住民が確かにいて、必要性が明確でなく、環境に悪影響を与えるような公共事業を、そのまま十分に検討せずに実行させようとする行政の硬直化したメカニズムを問い直していくことが必要です。

衆議院議員候補者へのアンケート結果

（回答者全員が「国の補助金交付がある

地方の道路事業についても検証・見直しが必要」と回答）

8月30日に第45回衆議院議員総選挙が行われ、与党である自民党・公明党は惨敗し、民主党が圧倒的得票数を獲得、政権交代という結果になりました。選挙に先立ち、「まもれシモキタ！行政訴訟の会」「Save the 下北沢」「下北沢商業者協議会」の3団体は、東京地区の立候補者にアンケートを行いました。

東京都議選挙のときと同様に自民党・公明党の候補者からは回答を得られませんでした。が、民主党・社民党・共産党・みんなの党・無所属の28名から回答をいただきましたので、その一部をご報告いたします。アンケート結果の全体は、www.shimokita-action.netで見ることができます。

回答者全員が必要だと答えた設問が二つあります。一つは、補助

金獲得を目的として計画内容が変更された道路事業に対しての検証が必要だという点です。

もう一つは、地方の道路事業についても補助金交付対象となる事業については、道路の交通量予測や道路建設の費用対効果分析（費用便益分析）が必要だ

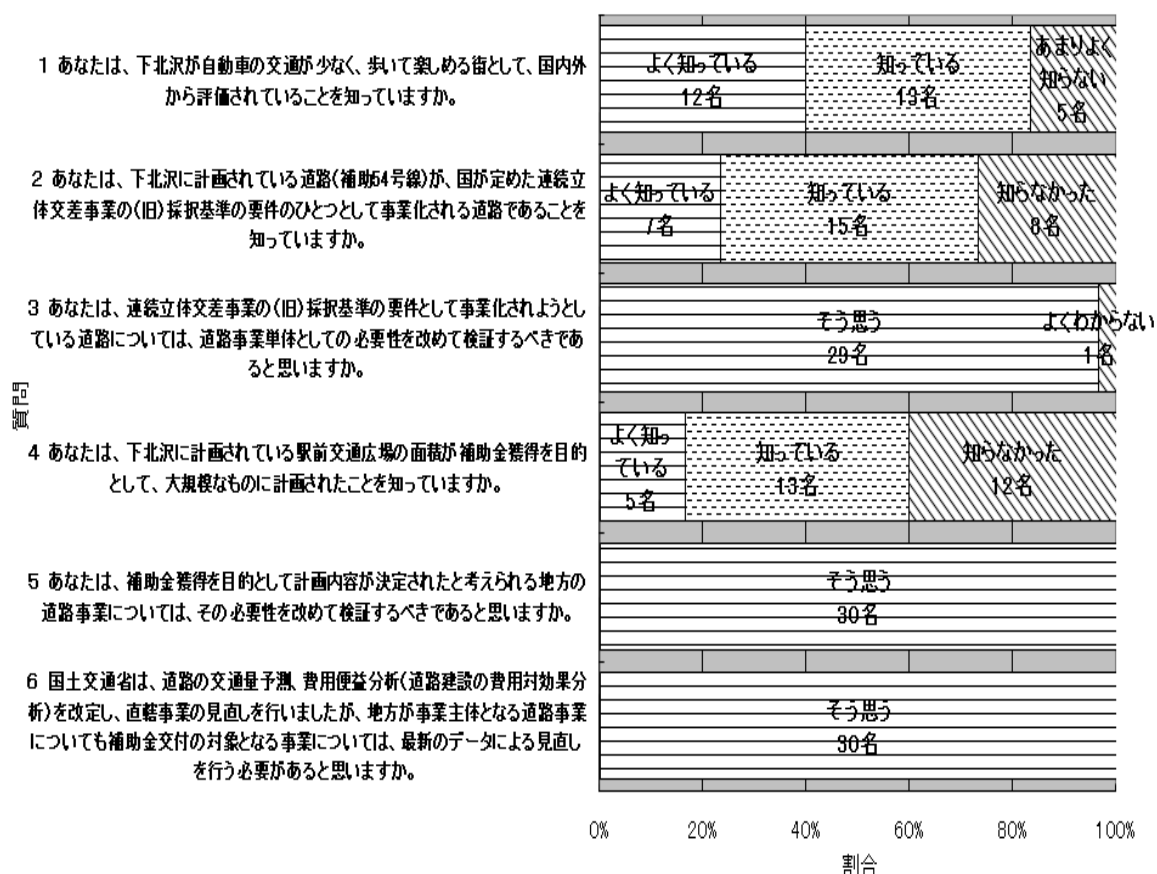
とした点です。

回答者は衆議院議員候補者なので、国という枠組みで地方の道路事業への補助金交付について判断しています。が、国の道路事業と同じく費用便益分析の必要性や補助金獲得を目的とした計画変更への検証必要性を認めています。国だけでなく地方の道路事業に対しても必要な検証をしていくという姿勢の現われといえるでしょう。

また、下北沢のある東京6区の衆議院議員の小宮山洋子氏は、コ

下北沢の道路問題に関するアンケート

（2009衆院選 東京地区候補者へアンケートを送付し30名から回答を得た）



メント欄にて「民主党の根本から見直しを進めます」と明言しています。下北沢の道路

計画についても国の補助金が交付されますから、しっかりと検証・見直しを求めています。

■ 政党への公開質問結果

（与党３党が道路計画の見直しに賛同する回答を提示）

第45回
衆議院議員
総選挙の立
候補者への
アンケート
と同時に、
各政党へ公
開質問状を
「まもれシモ
キタ！行政
訴訟の会」
「セイブ・ザ
下北沢」「下
北沢商業者
協議会」の
3団体連名
で送付しま
した。
結果は下
にある通り
です。現在
の与党であ
る民主党・
社民党・国
民新党から
は道路計画
の見直しに
ついて、対
応するとの
回答を頂い
たと言える
でしょう。

政党への公開質問状

質問概要		回答概要			
		民主党	社民党	国民新党	共産党
1	連続立体交差事業の旧要件として事業化されようとしている補助54号線について、一旦凍結し、道路事業単体としての必要があるかを検証する必要があると考えますが、貴党の見解ははいかがでしょうか？	道路行政等の抜本改革方針は以下のようです。 ①特別会計の廃止 ②地方財源の確保 ③国で整備すべき高速道路の選定 ④国幹会議の廃止 ⑤道路整備の国と地方の役割見直し ⑥費用便益分析の厳格な実施を含むコスト徹底見直し ⑦新たな事業評価方式の策定 ⑧独立行政法人や公益法人等天下り団体の徹底整理	補助54号線について、事業化を一旦凍結し、道路事業単体として必要性・合理性を検証すべきだと考えています。	国の道路建設等の公共事業について、「真に必要な公共投資や災害対策をすべきである」と考えています。 下北沢の道路計画についても、道路建設費用と比べて真に必要な道路であるか十分に精査され賢明な判断がなされることを期待しています。	国としても自治体としても、道路事業そのものがそれ自体として必要かを検証することはムダをなくす上で当然です。 補助54号線には引き続き計画の凍結・見直しを強く求めています。
2	補助金獲得目的で必要以上の規模で計画された区画街路10号線について、一旦凍結し、改めて事業の必要性を検証した上で、事業規模を見直すべきと考えますが、貴党の見解ははいかがでしょうか？	下北沢の道路計画についても、上記の基本方針に基づいて対応します。資料もいただいたのでさらに検討させていただきたいと考えます。私たちも費用便益分析を含むコストの徹底見直しをうたっており、問題意識を共有するものと認識します。	区画街路10号線については、事業の必要性を検証した上で事業規模を見直すべきだと考えています。	環境・財政面から適切と判断される公共事業を進めることが国民の総意であると言えます。	補助金が国民・都民の税金であることから見直しは当然だと考えます。 下北沢の駅前広場は、行政が広い広場への誘導をしましたが、合意が得られているとはいえず、住民参加での見直しを要求します。
3	地方が事業主体となる公共事業のうち、国の補助金の交付対象となるものについては、費用便益分析をやり直した上で、一定の水準を満たさないものについては、交付金を留保する等の措置が必要であると考えますが、貴党の見解ははいかがでしょうか？		地方が事業主体となる公共事業について、各自治体ごとに住民参加の公共事業チェック機構をつくり、必要性・費用対効果を判断すべきと提案します。一方、国の補助事業対象については国として直轄事業と同じ要件で精査・見直しが必要です。		国の補助金を受けて自治体が実施する幹線道路計画についても、直轄道路事業に準じて、あらためて費用便益分析をし、一定の水準を満たさないものについては、補助金交付留保、事業見直しを行うことは重要だと考えます。

※ 衆議院総選挙前の8月15日に各政党へ送付し、8月24日までに4政党から回答を得た。
質問と回答の全文は www.shimokita-action.net に掲載済み。

サポーター募集とカンパのお願い

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」では、この訴訟をバックアップして下さるサポーターを募集しています。サポーターの方々には1口5,000円／年（複数口歓迎）のご負担と支援をお願いしています。「まもれシモキタ！通信」をはじめ、勉強会・シンポジウムなどのイベント情報、裁判の進行状況や活動状況について郵送・メールにてお伝えします。★カンパのみの応援も大歓迎しています（郵便口座 00120-2-594289 まもれシモキタ！行政訴訟の会まで）。

サポーター参加と運営費のカンパ協力をお願いします！

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」サポーター担当：堀江照彦
TEL&FAX: 03-3467-6936 E-MAIL: HorieTeru@aol.com
住所：〒155-0031 世田谷区北沢 4-14-17

第15回 口頭弁論のお知らせ

日時：11月30日(月) 11:00～

場所：東京地方裁判所 103号大法廷

交通：東京メトロ丸の内線日比谷駅

千代田線 霞ヶ関駅 A1 出口から徒歩1分

有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩5分

大法廷を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています↓
<http://www.shimokita-action.net/archive/>

編集後記:ムダな公共事業見直しを掲げ民主党政権が登場し、司法の場では、「軀の浦」の景観を破壊する埋め立て・架橋計画の事前差止め判決（広島地裁）が出ました。時代は大きく変化しています。下北沢も過去の補助金誘導政策に惑わされず、街づくりの原点に戻りましょう。（伊藤）